

あきる野市 子ども計画

令和8年度～令和11年度



概要版

この計画は、0歳から概ね29歳までの子どもや若者が
健やかに成長し、自分らしく希望を持って歩んでいけることを
目指して作成しました。

令和8年3月
あきる野市

計画の策定にあたって

計画の趣旨・背景

少子化の急速な進行は、社会全体の在り方に大きな影響を及ぼしており、子どもを取り巻く環境も、大きく変容し、若者の自立をめぐる課題や、いじめ、不登校といった問題が深刻化・長期化しています。

このような中、国は、令和5年4月「子ども基本法」の施行とともに、「子ども家庭庁」を創設し、同年12月に「子ども大綱」が閣議決定され、子どもの視点に立った課題解決体制の整備が進められています。

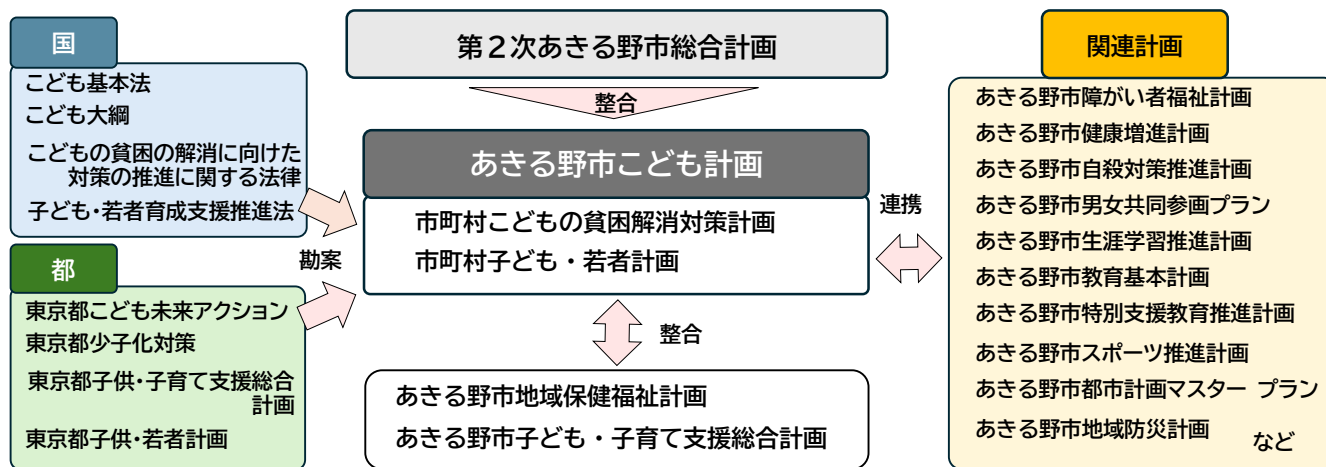
現在、本市では、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策の積極的な推進に努めております。

今後、全ての子どもへの支援をさらに強化するため、子どもの視点・権利を尊重した「あきる野市子ども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、「子ども基本法」第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として、一体的に策定するものです。

また、本市の最上位計画である「第2次あきる野市総合計画」をはじめ、「あきる野市地域保健福祉計画」や「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合を図るとともに、その他の子ども施策に関係する関連計画と連携を図り、各関連計画において、施策を推進していくための理念となる計画としています。



計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね29歳までの子ども・若者と子育て当事者とします。



「子ども基本法」における「子ども」とは、心身の発達過程にあり、若者を経て、



大人として円滑に社会生活を送れるようになるまでの成長段階にある者を指します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、最終年に当たる令和11年度には、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」をはじめとする関連計画との整合・連携を踏まえた改定作業を行い、令和12年度からの新たな計画を策定します。

あきる野市のこども・若者を取り巻く状況

人口の状況等

- 総人口は、令和2年度から令和7年度にかけて減少が続いており、令和7年度は79,028人となりました。また、年齢3区分別にみると、0～5歳の令和7年度人口は2,739人で、令和2年度と比較すると667人の減少となっています。6～11歳の令和7年度人口は3,738人で、令和2年度と比較すると523人の減少となっています。12～39歳の令和7年度人口は20,728人で、令和2年度と比較すると922人の減少となっている一方、年齢区分別にみると、22～29歳は増加傾向となっています。
- 出生数は、年によって増減はあるものの、減少傾向となっており、令和5年は383人となっています。
- 総世帯数については、平成22年以降増加傾向にある一方、6歳未満のこどもがいる世帯と18歳未満のこどもがいる世帯は共に減少が続いており、その減少幅も拡大している傾向にあります。また、6歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移は、増加傾向が続いています。
- 未婚率については、平成27年と令和2年を比較すると、男女共にわずかに上昇しています。特に、男性では20～24歳を除く全ての年齢層で未婚率が高くなっており、女性についても35～39歳を除く全ての年齢層で未婚率の上昇が見られます。

アンケート調査

Q 1番ほっとできる場所（場所）は？

小学5年生・中学2年生
に聞きました

小学5年生では、「自分の家」が85.4%で最も多く、次いで「友だちの家」が2.7%、「ほっとできる居場所はない」が2.5%となっています。中学2年生では、「自分の家」が85.5%で最も多く、次いで「クラブ（部）活動」「ほっとできる居場所はない」がそれぞれ3.8%となっています。

Q 将来こどもをもちたいですか？

15～29歳に聞きました

「もちたい」が37.6%で最も多く、次いで「どちらかといえばもちたい」が28.3%、「もちたくない」が12.5%となり、「こどもをもちたいと思わない理由」については、「子育てが大変そうだから」が54.5%で最も多く、次いで「子育ては経済的負担が大きいから」が48.3%、「こどもが苦手だから」が32.2%となっています。

Q 子育てに関する不安や悩みは？

ひとり親家庭に聞きました

「こどものしつけ・教育」が43.4%で最も多く、次いで「こどもにきつくあたってしまうことがある」が34.2%、「こどもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が33.8%となっています。

こどもの意見聴取

学童クラブ・児童館での意見聴取の様子



計画の基本的な考え方

基本理念

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野

～基本理念に込めた思い～

- 全てのこどもや若者が主役であり、誰ひとり取り残さないこと
- 個性や多様性が尊重され、自分自身の考えが表明できること
- 夢や希望に向かい、自身の意思で自分の道を切り拓いていけること
- 豊かな自然や伝統、文化にふれながら地域や社会に支えられ、成長すること

基本目標

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

こどもや若者一人ひとりの意見や思いを大切に受け止め、その成長の歩みを温かく支えていきます。また、こどもの誕生前から青年期、子育て当事者に至るまでの様々な場面において、それぞれの声にしっかりと耳を傾け、安心して学び、多様な体験を積み重ねることができる支援体制を築き、一人ひとりが自分らしく力を伸ばし、夢や希望に向かって自ら未来を描いていけるよう、地域や社会と共に学びや活動のできる環境を整えます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達の段階に応じた支援を展開し、全てのこどもや若者が安心して生活でき、自らの可能性を広げていけるよう様々な分野の関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組めます。また、一人ひとりの個性や思いが尊重される中で、夢や希望に向かって未来へ踏み出していけるよう、地域や社会が共に支える仕組みを整えていきます。

基本目標3 子育て当事者への支援

子育てを担う全ての方々が安心して子育てに向き合い、自らの考えや希望を大切にしながら歩んでいけるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の整備など、多様な支援策を充実させていきます。また、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることがなく、こどもも大人も笑顔でつながり合える環境づくりを進めることで、全てのこどもが自分らしく育つ未来につなげていきます。

こども支援施策の展開

計画の全体像

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野	基本理念	
	基本目標1	こども・若者の意見を尊重し 健やかな育ちを支援
		施策1-1 こども・若者を主体とする取組の推進
		施策1-2 多様な遊びや、体験活動の推進
		施策1-3 こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供
		施策1-4 貧困の状況にあるこども・若者への支援
		施策1-5 障がい等のあるこども・若者への支援
		施策1-6 多様な背景を持つこども・若者への支援
		施策1-7 こども・若者の安全を確保する環境整備
	基本目標2	誕生前から幼児期の支援
		施策2-1 妊娠前から乳幼児期にかけた切れ目のない支援
		施策2-2 こどもの健やかな成長を支える環境の充実
		学童期・思春期の支援
		施策2-3 こどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の整備
		施策2-4 こども・若者の居場所づくりの推進
		施策2-5 心身の健康や社会的自立に向けた支援
		施策2-6 困難な状況にあるこども・若者への支援体制の整備
		青年期の支援
		施策2-7 若者の将来に向けた支援
		施策2-8 悩みや不安などを抱える若者や家族に対する相談体制の充実
	基本目標3	子育て当事者への支援
		施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		施策3-2 地域で安心して子育てのできる体制の整備
		施策3-3 仕事と子育ての両立や、男女協働の子育ての推進
		施策3-4 ひとり親家庭への支援

基本目標 1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

施策 1-1

こども・若者を主体とする取組の推進

人権教育や道徳教育を推進し、こどもの権利や人権意識の定着に努めます。また、こども・若者からの意見聴取を継続して実施します。

主な取組

- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- こども・若者への意見聴取

施策 1-2

多様な遊びや、体験活動の推進

様々な遊びや体験活動に、こどもたちが自らの興味や関心に応じて、主体的に参加できる環境整備を推進します。また、公園や子育て空間についても、インクルーシブを考慮した誰もが安心して利用できる環境を整備します。

主な取組

- スポーツ活動の普及
- 大島・子ども体験塾
- 安全・安心に利用できる子育て空間の充実

施策 1-3

こども・若者への切れ目のない

保健や医療の提供

こども・若者の心身の健康状態を把握し、年齢やライフステージに応じた切れ目のない保健・医療サービスを提供することで、こども・若者の健康の維持増進に努めます。

主な取組

- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- こども・若者への意見聴取

施策 1-4

貧困の状況にあるこども・若者への支援

学習支援や生活習慣の形成、保護者への養育支援を通じて貧困世帯のこどもの学習を支援します。また、就学に関する一部費用を援助し、家庭の状況にかかわらず、等しく就学できる機会を整備します。

主な取組

- 子どもの学習・生活支援事業
- 就学援助費の支給
- 受験生チャレンジ支援貸付事業

施策 1-5

障がい等のあるこども・若者への支援

障がい等の状態や発達の特性に応じた指導や相談体制を充実するとともに、障がい者・障がい児とその家族を対象とした相談支援を行い、障がい等のあるこどもや若者が、安心して自分らしく過ごすことができる地域社会を目指します。

主な取組

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の充実
- 障がい者（児）に対する相談支援
- 障がい者に対する就労・生活相談支援

施策 1-6

多様な背景を持つこども・若者への支援

全てのこどもや若者がそれぞれの個性や状況に応じて必要な支援を享受しながら、安心して成長できる社会を実現するために、ヤングケアラー支援や包括的な相談対応、児童虐待*の未然防止など、誰ひとり取り残さない支援体制の充実に取り組みます。

主な取組

- ヤングケアラー支援
- 複合化・複雑化した課題を抱えた若者への支援
- 要保護児童*対策地域協議会

施策
1-7

子ども・若者の安全を確保する環境整備

犯罪や虐待、自殺などから子どもを守るための体制づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成に向けて関係機関と連携し、子どもや若者が安心して生活できる基盤を支えていきます。

主な取組

- 自殺対策事業
- 青少年問題協議会
- 要保護児童対策地域協議会

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない子ども・若者支援

施策
2-1

妊娠前から乳幼児期にかけて
切れ目のない支援

妊娠前の相談支援や妊娠期から乳幼児期を一貫して支援する伴走型相談支援事業*をはじめとした、相談支援や情報提供、健康診査など切れ目なく多様な支援を実施します。

主な取組

- 保健師・助産師相談
- 伴走型相談支援事業
- 各種健康診査

施策
2-2

こどもの健やかな成長を支える
環境の充実

幼稚園や保育所等において、こどもが安心して遊び、健やかに成長することができる質の高い幼児教育・保育を提供します。

主な取組

- 教育・保育の提供体制の確保
- 乳児等通園支援事業

施策
2-3

こどもが安心して過ごし、
学ぶことができる教育環境の整備

全ての児童・生徒の多様なニーズに対応した学校教育を目指し、一人ひとりが自分らしく過ごし学べる教育環境づくりを推進します。

主な取組

- 学校教育の充実
- 青少年健全育成事業の推進

施策
2-4

子ども・若者の居場所づくりの推進

こどもや若者の視点に立ち、多様な居場所を活用して、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

主な取組

- 放課後子ども教室の充実
- 学童クラブ事業の充実
- 子ども食堂推進事業

施策
2-5

心身の健康や社会的自立に向けた支援

将来の職業観や勤労観を育むとともに、自分らしい生き方を実現するための様々な学びの機会の提供に取り組みます。また、心身の健康、妊娠に関する正しい知識の啓発、予期せぬ妊娠などの悩みや不安に対応する相談支援に取り組みます。

主な取組

- キャリア教育の推進
- 中学生の職場体験学習受入
- 保健師・助産師相談

施策
2-6

困難な状況にあるこども・若者への
支援体制の整備

不登校の児童・生徒やその家族への支援、こころの問題を抱えるこども・若者への個別支援などを通じて、困難な状況にあるこども・若者を支える体制の充実を推進します。

主な取組

- いじめ防止対策の推進
- 不登校児童・生徒への対応の充実
- こころの健康相談

施策
2-7

若者の将来に向けた支援

就労準備へのきめ細やかな支援に加え、専門機関による相談体制や創業支援の場を整えることで、若者が自らの可能性を発揮し、地域社会の一員として未来を切り拓いていけるよう後押ししていきます。

主な取組

- 就労準備支援事業
- 就労相談・創業相談
- 各種健康診査

施策
2-8

悩みや不安を抱える若者や
家族に対する相談体制の充実

こころの問題を抱えている若者とその家族を対象とした専門職による相談対応などにより、切れ目のない支援につなげるため、関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

- 悩みや不安を抱える若者の相談支援
- こころの健康相談

基本目標3 子育て当事者への支援

施策
3-1

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

医療費、入院助産費の助成や、児童手当などの支給を通じて、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、全てのこどもが平等に学び育つ環境づくりを推進します。

主な取組

- 医療費の助成
- 児童手当の支給
- 幼児教育・保育に対する支援

施策
3-2

地域で安心して子育てのできる
体制の整備

地域で子育て家庭を共に支える意識の醸成や親子同士のつながりの促進、家庭教育支援などを通じて、地域で一体となって子育てや家庭教育を支えていくことができる環境づくりを促進します。

主な取組

- ファミリー・サポート・センター事業
- 家庭教育支援の充実
- 子育て関連情報の提供

施策 3-3

仕事と子育ての両立や、 男女協働の子育ての推進

働く人々が仕事と家庭の両立を図りつつ、安心して継続的に働き続けながら質の高い生活を営むことができる仕組みづくりや家庭内の育児や家事負担において、男女問わず家事・子育てへの主体的な参加を促進・拡大することで、夫婦が互いに協力しながら子育てできる環境づくりを目指します。

主な取組

- ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業
- 育児休業制度等の普及啓発
- 男女共同参画の意識啓発

施策 3-4

ひとり親家庭への支援

家事・育児支援や就労支援、手当の支給を通じて、ひとり親家庭が抱える困難の軽減と、自立の促進を図ります。

主な取組

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 児童育成手当・児童扶養手当の支給

計画の推進

計画の推進体制

本計画の基本理念である「すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野」の実現に向け、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携を図りながら、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組めます。

進捗状況の管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づいて、各施策の実施状況を点検・評価し、「あきる野市こども計画策定・推進委員会」で検討を行い、施策の改善に努めます。

また、基本目標ごとに評価指標を定め、令和10年度に評価することとします。

評価指標

令和10年度に実施するアンケート調査結果を、以下のとおり評価指標として設定しました。

	評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
基本目標1	健康状態を「よい」「まあよい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問5))	小学5年生: 76.0% 中学2年生: 75.1%	増加
かな 育ちを支援 見を尊重し健 や こども・若者の意	「ヤングケアラー」について「言葉も内容も知っている」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問14))	小学5年生: 5.2% 中学2年生: 23.2%	増加
	最近の生活の満足度が「9~10点」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問16))	小学5年生: 55.0% 中学2年生: 39.8%	増加
	基本目標2		
支援 切れないこども・若者 ライフステージに応じた	学校が「楽しい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問10))	小学5年生: 51.8% 中学2年生: 40.8%	増加
	将来への夢や目標が「ある」と答えたこどもの割合 (小5・中2(問11))	小学5年生: 84.5% 中学2年生: 67.5%	増加
	ほっとできる居場所が「ない」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問18))	小学5年生: 2.5% 中学2年生: 3.8%	減少
	悩み事や不安を「誰にも相談しない」と答えた割合 (若者調査(問21))	14.8%	減少
基本目標3	将来、こどもを「もちたい」と答えた割合 (若者調査(問15))	37.6%	増加
への支援 子育て当事者	現在の暮らしの状況が「苦しい」「大変苦しい」と答えた割合(ひとり親調査(問9))	60.2%	減少
	悩みの相談相手が「いる」と答えた割合 (ひとり親調査(問21))	67.6%	増加

るのキッズWeb

子育て支援情報をご覧いただけます



—コードを読み取りアクセス—

るのキッズアプリ

子育て支援情報をご覧いただいたり、
子育てに関する通知を受け取ることができます



—コードを読み取りダウンロード—



あきる野市こども計画【概要版】

発行：令和8年3月 編集：あきる野市こども家庭部こども政策課
〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地
電話：042-558-1111 (代表)